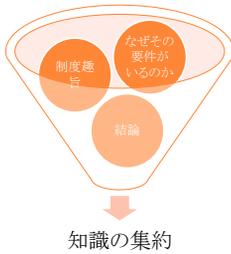


法的思考力の養成



Step 2 集約

Step 2 集約



論理的思考を
フローでまとめる



「使える」知識の
養成

きそ☆レシ

債権者代位権（423条）

制度趣旨：総債権者のための債務者責任財産の保全

①本来、債権者であっても債務者の財産には関与できない。



②しかし、履行がされない場合、法は強制執行を認めている。これは、債務者に責任財産があることが前提となる。



③であれば、執行の準備のために債権の引き当てとなる債務者の責任財産保全を認めるべきだ。

423条 要件効果

①被保全債権を保全するために必要であること

一③被保全債権、無資力要件が導かれる

②債務者が自らその権利を行使していないこと

一①債務者が自ら権利行使していれば、もう口を出せない

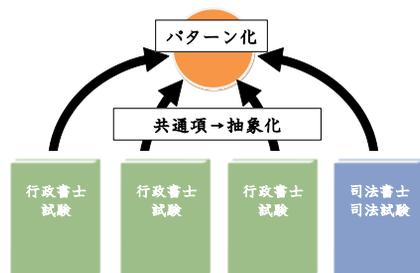
③被保全債権の履行期が到来していること

一②履行がされない場合の話であることが前提なので、当然履行期の到来が必要

④代位行使される権利が債務者の一身専属権でないこと

一①債務者の意思を尊重

Step 2 集約



パートナートライアル問題集 (2018)

問題 行政書士試験 平成25年

問題10 株式会社AがB社を合併するまでの経過のうち、B社の債権はB社が持っている債権であるものには、B社が合併した時点で消滅するものがある。B社の債権はB社が持っている債権であるものには、B社が合併した時点で消滅するものがある。B社の債権はB社が持っている債権であるものには、B社が合併した時点で消滅するものがある。

パートナートライアル問題集 (2018)

問題 行政書士試験 平成25年

問題11 株式会社AがB社を合併するまでの経過のうち、B社の債権はB社が持っている債権であるものには、B社が合併した時点で消滅するものがある。B社の債権はB社が持っている債権であるものには、B社が合併した時点で消滅するものがある。B社の債権はB社が持っている債権であるものには、B社が合併した時点で消滅するものがある。

民法については、行政書士試験の過去問のストックが少ないため、司法試験や司法書士試験などの他資格試験の過去問も掲載してあります。これで、知識の穴をなくすことができます。

Step 3 記憶

Step 3 記憶

受講対象者

- ・受験回数2回目以降の方
- ・今までの受験が何となくで終わった方
- ・短時間で基礎をがっちり固めたい方
- ・学習のペースメイクが欲しい方

本講座3つの強み

- ① 3ステップ学習法
- ② 講師オリジナル集約レシピ
- ③ 実務で使える法的思考力の養成

無料公開講座・講座説明会

1、12月5日(土)14:00～17:00
3時間で完成！改正行政不服審査法の「フレームワーク」と「ツボ」

2、12月13日(日)10:00～13:00
第1部:プレ講義
行政法☆法的思考プロセス徹底解析講座
～救済法からみる一般的法理論との一元化～
第2部:講座説明会
ときめき合格プロジェクト1
～失敗談から学ぶ既修者が誤る落とし穴～